

ロシアのかたち（1）

松嶋希会*

「ロシアって怖いし、ロシア人も怖い」。9年続いたロシア生活に一旦区切りをつけて、2017年春に東京に移ってきた私に、帰国祝いの席で友人がこのように漏らした。何が怖いのか尋ねると、「よくわからないから怖い」。日本ではロシアに関する情報が少ないゆえに、隣国ロシアを遠く感じている人が多いことは認識していたが、目の前で「怖い国」「怖い人たち」と言われると残念でたまらない。

日本で一般的な弁護士業務に従事した後、土漠とオアシスの国ウズベキスタンで法整備支援プロジェクトに携わり（2005年～2008年）、ロシアの北の都サンクトペテルブルグ留学中にリーマンショックが起きたため（2008年）、仕事を求めてロシアの首都モスクワに移った（2009年）。運よく、2010年6月にPwCロシアのモスクワ事務所に就職できた。総合ビジネス・コンサルティング会社であるPwCロシアでは、法務を含む、日本企業のロシア・ビジネス全般をサポートし、さらにカザフスタンやウクライナなどのCIS諸国での日本企業ビジネスにも関与した。2017年春からは、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の東京事務所で働き、ロシアには定期的に出張に出向している。

ロシアで働いていた日本の弁護士ということで、よく「ロシアの弁護士資格は取得しましたか」との質問を受ける。否。ロシア生活で取得を考える余裕も合格する能力もなかったが、余裕と能力があったとしても、現行のロシアの弁護士制度や法律業務事情からすると、取得していなかったと思う。現在、弁護士制度や法律業務制度は、弁護士業界、裁判所からそれぞれ改正案が出されており、一方で改正に反対するグループもあり、改革の真ただ中である。改正された際には、この連載で紹介したい。

法律の専門家である弁護士になるには、資格試験に合格し地域の弁護士会に登録しなければならない。かかる弁護士制度がありながら、ロシアでは民事法律業務を行うにつき弁護士資格は要請されない（刑事弁護では、原則、単独で弁護人になるには弁護士資格が必要となる）。したがって、弁護士ではない法律家（ローヤー、リーガル・アドバイザーなど）が多く存在する。実際に、かかる法律家に契約書や法律意見書の策定など民事法律業務を依頼している企業が多いと思われる。訴訟代理人になるにも弁護士資格は不要である。弁護士資格どころか法学教育を受けていない者が訴訟代理人となることも多く、この点が改革の問題意識となっている。弁護士制度改革では、弁護士の法的地位も議論されている。多くの法律事務所、特に大手法律事務所は会社として業務を遂行しているところ、弁護士は被雇用人になることを禁止されているため、弁護士資格を有しては会社形態の法律事務所に勤められないのである。

ロシアでは、法律専門職として司法書士や行政書士という業種はなく、有資格法律家としては、弁護士、裁判官や検察官のほか、公証人や弁理士が挙げられる。裁判官や検察官の業務は、各資格を取得した者が行い、公証人業務も資格がないと従事することはできない。弁理士業務については、現在、ロシアの連邦知的財産局（通称「ロスパテント」）への手続きは、本人のほか代理人ができ、代理人に弁理士資格は絶対的な要件ではない。ただし、外国居住者や外国法人は、原則、ロシア弁理士を通じてのみロスパテントに手続きができる。ロスパテントの発表によれば、2017年1月1日現在、ロシア弁理士は1816名が活動している。

*アンダーソン・毛利・友常法律事務所